

律的側面からみた『文殊般若經』

——大乘經典の經・律相即性——

立 花 弥 生

(1) 問題の所在

『文殊般若經』(*Saptaśatikā Prajñāpāramitā*) は、『大般若波羅蜜多經』十六会の第七会に相当する。文殊師利法王子 Mañjuśrī-kumārabhūta を主人公とした、或いは中心的な登場人物とした經典を「文殊經典」と呼び、本經はこの文殊經典に属すると認められている。今まで信頼できるサンスクリットテキスト (Skt Text)¹⁾ が存在せず、また内容に立ち入って深く研究されることも無かったため²⁾、本經は犯重比丘と淨持戒者の平等、菩提即五逆といった注目すべきトピックを持つが、それがどのような文脈の中で語られているのか、という重要な問題に関しても等閑に付されていた。そこで本稿は特に戒について言及する部分で〈平等〉が説かれていることに注目し、〈平等〉〈無差別〉ということばを手がかりにこの問題を解明することを試みてみた。

(2) 大乘戒の側面からみた『文殊般若經』

この〈平等〉〈無差別〉ということばは曼陀羅仙、僧伽婆羅訳を経て玄奘訳に至る過程で強調されてきたものである。その他「法毘奈耶 dharmavinaya」と自ら称している部分、〈調伏とは〉〈犯重比丘と淨持戒者〉といった戒律の問題に触れる部分等が玄奘訳で増広されている。これは訳者の性格も鑑み異訳の異同を考察したとき、勝手な挿入ではなく原典テキストの変化とみられる。Skt Text にも現れているため、玄奘訳においてサンスクリット (Skt) で現れていた戒律の問題をさらに敷衍的に増広したのではないかと考える³⁾。以下、原典テキストの発展した形態として玄奘訳を中心に分析してみよう。

はじめに玄奘訳で「造無間者非墮地獄。不思議者非得生天。造無間者亦非長夜沈淪生死。不思議者亦非究竟能証涅槃。」を説く部分に着目するならば、これは地獄と生天の双方を否定するものと理解される。Skt では、“acintyadharmasamanvāgatā

naiva te svargagāmino nāpāyagāmino na parinirvāṇagāmiṇaḥ”とある。その次に引き続いて「犯重比丘と淨持戒者の平等」が説かれる。犯重とは、Sktによると“catasṛ-ṣumūlapattiṣu avasthita”とあり、波羅夷罪であることがわかる。玄奘訳では「犯重苾芻非墮地獄。淨持戒者非得生天。犯重苾芻非沈生死。淨持戒者非証涅槃。」といった内容が12回繰り返されるが、Sktでは2回の繰り返しがあるのみである。これは「不為厭離生死過失。不為欣樂涅槃功德。saṃsāradoṣān nirvāṇam eva tāvan nopalabhe」と関連があり、戒の功德を期待しない傾向があると考えられる。さらに犯重比丘と淨持戒者の話題の後で二者を「其性平等無差別」と説いていることに着目したい。このように〈平等〉〈無差別〉は戒の問題と一組で使用されているのである。Sktをみると、「其性平等無差別」に該当する部分には“samah so' dhikasamāropāḥ” “yā samatā caiva sā netri”がある。元来、戒とは悪を防止し善を生ぜしめる道徳的な戒めであり、社会に益することと害となることを弁別するものであるが、本經では戒を述べる部分で〈平等〉の概念が重視されている。本經は自らを sarvadharmāvīruddhā kathāとも称するなど、世間で言われるところの〈善・悪〉〈優・劣〉〈益・害〉の差別を無化しようとしている。つまり〈平等〉は、それら二者の分別を無化しようとする態度を表明することばなのではないか。

(3) 經・律の相即性

では、玄奘訳において如何なる経緯を経て以上のような大乘の戒について述べる事が可能となったのであろうか。すでに曼陀羅仙訳で「菩提即五逆」「漏盡阿羅漢是名不調」といったトピックは認められるが、前述のような罪や戒の問題を詳しく述べる記述は無い。一方、玄奘訳では、「漏盡苾芻名不超怖」「漏盡苾芻名心下劣非超越行」という語の解釈を多く展開している。玄奘訳においては舍利弗の問いかけに対して文殊菩薩が答える形式となっており、その答えが「漏盡苾芻名不超怖」といった語の定義とその解釈になっている。本經に関しては曼陀羅仙、僧伽婆羅訳と比較すると玄奘訳では戒に関わる部分と解釈の部分に増広及び特色があることが確認できることから、(2)で述べたような大乘の戒を語る上で、聖典解釈法⁴⁾は不可欠の方法論であったのではないか。このように經の中で罪や戒の問題を再解釈しながら説いてゆくなれば、『文殊般若經』において經・律が相即したありかたで存在していたということになる。

(4) 結論

では、なぜ經・律が相即して一つのものとして存在しながら戒の功德を期待しない態度を全体として説くということが可能なのであろうか。その可能性の一つとして、本經を維持していたのが戒律を遵守することによる功德を期待しない、たとえば阿蘭若処での修行者たちだったからではないか。本經の中の主要教説である一行三昧の部分で「処空闲離諸誼雜 *asamsargārama*」で行じるようにと述べており、本經が阿蘭若型の修行形態を重視していることは疑いない。僧院の中で尊重され遵守することにより功德のある戒律も、荒野での修行では宗教的効果を認められないだろう。近年、大乘仏教の教団と阿蘭若処で修行するグループについての深い関係が指摘されているため⁹⁾、そのような観点からみたとき〈平等〉〈無差別〉という概念は抽象的、観念的なことばとしてのみならず、阿蘭若処などにおいて現実にはたらくことばとして捉えなおすことも十分可能であろう。

(1) テキストの先行研究としては、前半に関しては Masuda [1930] (Masuda Jiryo, *Saptaśatikā Prajñāpāramitā*, *Journal of the Taisho University*, Tokyo) があり、非常に優れた校訂本が作成されている。後半は Tucci [1923] (Tucci G, *Saptaśatikā Prajñāpāramitā*, *Memorie della Reale Accademia, Nazionale dei Lincei*, Rome) であるが、一種類の写本のみ使用したラフなノートのような状態に留まっている。そこで筆者は独自に作成したテキストに基づいた。これは前半を Masuda [1930]、後半を Tucci [1923] に基づいて東大写本等八種の写本を参照して作成したものである。チベット語訳としては *Phags pa Shes rab kyi pharol tu phyin pa bdun brgya pa* (北京版, 大谷 No. 737, vol 21) を参照した。漢訳は、(a) 曼陀羅仙訳 (T. No. 232), (b) 僧伽婆羅訳 (T. No. 233), (c) 玄奘訳 (T. No. 234) を使用した。(2) 渡辺棟雄 [1956] が現段階では重要である。その他、Conze [1978] 等で部分的に言及されている。(3) その証明については紙幅の都合上、別稿で述べることにする。(4) 聖典解釈法については、Ruegg [1990] で詳しく述べられている。(Ruegg, D, S [1990] *Allusiveness and Obliqueness in Buddhist Texts: Samdhā, Samdhi, Samdhyā and Abhisamdhī*, *Dialectes dans les Littératures Indo-Aryennes*, *PICI*, 55, Paris) (5) 下田 [1997] (下田正弘『涅槃經の研究—大乘經典の研究—試論』, 東京, 春秋社), 下田 [1998] (『阿蘭若処に現れた仏教者の姿—倫理的自制型と呪術的陶醉型』『日本仏教会年報』, vol 63)

〈キーワード〉『文殊般若經』, 戒, 平等, 無差別

(東京大学大学院)